

## 旅行条件書 (募集型企画旅行)

### 第1項 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、WAmazing株式会社（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 第2項 旅行のお申し込み・予約

- (1) 当社および旅行業法で規定された「受託営業所」（以下「当社ら」という）は、インターネット等による契約の予約を受け付けます。
- (2) お客様との旅行条件は次のほか、第3項、第13項(1)及び第18項によります。
- ①当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「インターネット等による旅行のお申し込み」を受けて契約を締結します（以上を「通信契約」といいます）。なお、取り扱いができるカードの種類に制約がある場合があります。
- ②クレジットカードでのお支払いは全額一括決済となります。
- ③通信契約でのお申し込みに際し、会員のお客さまはお申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- ④通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- ⑤与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。
- (3) コンビニエンスストア支払、銀行振込、あとからクレジットカードでお支払いの場合、当社らが指定した期日までにお支払いいただきます。期日までにご入金が確認できない場合、当社は予約を取消します。

### 第3項 契約の成立時期

- (1) 当社らから通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します（お客様がその内容を知り得る状況になった時をいい、お客様が内容を了知した時ではありません）。
- (2) コンビニエンスストアおよび銀行振込でお支払いの場合は、旅行代金が支払われたときに旅行契約が成立するものとします。

#### 第4項 お申し込み条件

- (1) 18歳未満の方のみでお申込みの場合は法定代理人（親権者など）の同意が必要です。16歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 最少催行人員は、特に明示をしていない限り1名さま（ただし、プランに1名さままでの参加ができない旨の表示がある場合は2名さま）とします。
- (3) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。
- (4) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車いすの手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、プランの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申し込みをお断りすることがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまのご負担となります。
- (5) お客さまのご都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客さまのご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について当社にご連絡いただきます。
- (7) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社らが判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (8) 特に明示をしていない限り他のお客さまとの相部屋のお取り扱いはいたしません。
- (9) その他当社らの業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りするこがあります。
- (10) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

#### 第5項 契約責任者によるお申し込み

- (1) 当社らは、団体・グループを構成するお客さまの代表者（以下「契約責任者」という）から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (3) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

#### 第6項 「旅程表」（確定書面）の交付

- (1) 当社らは、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客さまに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に契約のお申し込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します（契約書面に旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に契約のお申し込みが可能である旨が記載された旅行に限ります）。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

(2)当社らは、あらかじめお客様の承諾を得て、本項(1)の契約書面（本書面が契約締結前における取引条件説明書面として交付される場合を含む）又は本項(1)の「旅程表」の交付に代えて、これらの書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という）をホームページ上への表示等ＩＴ技術を利用して提供したときは、これらの書面を交付したものとみなし、お客様の使用するパソコン等の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。また、お客様の使用する通信機器にファイルが備えられていないときは、当社の通信機器に記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。なお、当社らの業務上の都合により、本項のお取り扱いをしない場合があります。

(3)本項(1)の「旅程表」は、第20項(1)のクーポン類とともに、お客様が旅行サービスを受けるために必要な書面としてもご使用いただきます。

## 第7項 旅行代金

(1)「旅行代金」（募集広告、ホームページの価格表示欄（以下「価格表示欄」という）に「旅行代金として表示した金額」）は、特に注釈のない限り、旅行開始日を基準として年齢が満12歳以上の方はおとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方はこども旅行代金となります。ただし、旅行開始日に2歳のお子様がご旅行中に3歳のお誕生日を迎える場合は、復路搭乗日に有効な商品をお買い求めください。

(2)旅行代金におとな・こどもの区分表示がない場合は、満3歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。

(3)旅行代金は、各プランごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。

(4)「追加代金」（価格表示欄に「追加代金として表示した金額」）とは、宿泊施設指定の選択、延泊等による宿泊代金等、基本代金に追加する旅行代金をいいます。

(5)「旅行代金」と「追加代金」の合計額が第15項の「取消料」、第16項(1)の「違約料」及び第25項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

## 第8項 旅行代金に含まれるもの

(1)ホームページ等の旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。

①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り普通席）

②旅客施設使用料（必要な場合）

③宿泊、食事の料金及び税・サービス料金

④旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金

⑤添乗員が同行するプランの添乗員経費等

⑥その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用

(2)本項(1)の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 第9項 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

①超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）

②旅行日程に含まれていない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

③「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等

- ④ご希望者のみがご参加されるオプショナルプラン・オプショナルツアーの代金
- ⑤傷害、疾病に関する医療費

#### 第10項 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

#### 第11項 旅行代金の額の変更

- (1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することができます。
- (2)本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって16日前までにお客さまに通知します。
- (3)本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第10項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用（当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）に増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することができます。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。

#### 第12項 お客さまの交替

お客さまの交替は受け付けておりません。また、お名前の訂正についても一旦予約したツアーの取消しの後、再度新規でご予約となります。

#### 第13項 お客さまによる契約の解除（旅行開始前）

- (1)お客さまは、いつでも第15項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、当社の営業時間内とします（営業時間終了後に受信したEメール等は、翌営業日の受付となります）。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- (2)お客さまは、次に掲げる場合は本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
  - ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表B左欄に掲げるもののその他重要なものであるときに限ります。
  - ②第11項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社らがお客さまに対し、第6項(1)の期日までに、「旅程表」を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

#### 第14項 当社による契約の解除（旅行開始前）

(1)お客さまが期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客さまが契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2)当社は、次に掲げる場合、お客さまに理由を説明して契約を解除することがあります。

①お客さまが当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。

②お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客さまの人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。

⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑧お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金の全額をお客さまに払い戻します。

#### 第15項 取消料

(1)契約成立後、お客さまのご都合により契約を解除する場合には、ホームページ、パンフレット等記載の取消料を、宿泊サービスの取消の場合には1室ごとの利用人数に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(3)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

## 第16項 お客様による契約の解除（旅行開始後）

- (1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (2) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第13項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。

## 第17項 当社による契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

④お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2) 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。

(3) 本項(2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。

(4) 当社は、本項(1)①③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様のご負担となります。

## 第18項 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社らは、第11項(3)から(4)までの規定による旅行代金の減額又は第13項から第17項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し当該金額を払い戻します。ただし、第20項(1)のクーポン類の引渡し後の払い戻しに際して当該クーポン類を当社らに提出していただく必要がある旅行は、それらの提出がない場合は旅行代金の払い戻しができないことがあります。

(2) 通信契約を締結したお客さまに本項(1)の払い戻しすべき金額が生じたときは、当社らは、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社らは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客さまに当該通知を行った日をカード利用日とします。

## 第19項 旅程管理

当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客さまに対し次に掲げる業務を行います。ただし、第20項(1)の添乗員が同行しないプランの場合には、この限りではありません。

①お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。

②本項①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 第20項 添乗員等

(1) 添乗員同行と記載されたコースを除き添乗員は同行せず、第19項に掲げる業務を行いません。お客さまに旅行サービスを受けるために必要な旅程表やクーポン類をお持ちいただきますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。

(2) 運送機関等のサービス提供の中止やお客さまのご都合で急遽ご旅行を取り止めにする場合、当社にご連絡ください。なお、当社の連絡先は、「旅程表」に明示します。なお、当社が営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客さまご自身で、残りのご利用予定サービス機関（ホテル・交通機関等）への取消連絡や取消手続きをお願いいたします。

(3) 取消連絡・取消手続きをされなかった場合は、権利放棄したこととなり、一切の返金を受けられることになりますのでご注意ください。

(4) 悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客さまご自身で行っていただきます。

## 第21項 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまのご負担とし、お客さまは、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 第22項 当社の責任

(1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の

損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

## 第23項 特別補償

(1)当社は、第22項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院日数が3日以上となったときは通院見舞金として1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金（15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、現金、クレジットカード、宝石類、貴重品、サーフボード、撮影済みのフィルム、SDカード・DVD・CD-ROMなど記録媒体に書かれた原稿（記録媒体自体は補償対象）、義歯、コンタクトレンズ、その他同規程**第18条第2項**に定める品目については補償しません。損害補償金の支払いを受けようとする時は、同規程**第21条**に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にあります第三者とは、旅行同行者は含まれません。

(2)本項(1)の損害について当社が第22項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等同規程**第3条、第4条及び第5条**に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する募集型企画旅行（オプショナルツアーア）については、主たる契約の一部として取り扱います（この場合、契約書面において当該オプショナルツアーアには「旅行企画・実施WAAmazing株式会社」と明示します）。

(5)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

## 第24項 旅程保証

(1)当社は、表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の①②の変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います（お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります）。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。

②第13項から第17項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。

(2)当社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客さま1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

〈表B〉

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
①	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0	2.0
④	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤	契約書面に記載した（日本国内の）旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（帰着空港）の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

（注1）「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

（注2）「旅程表」（確定書面）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「旅程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と

「旅程表」の記載内容との間又は「旅程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

(注3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

(注4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5) ④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

(注6) ⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

## 第25項 お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社ら、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 第26項 国内旅行保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

## 第27項 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「旅程表」等でお知らせする連絡先にご通知ください（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）。

## 第28項 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件は、2021年3月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、ホームページ等に明示した日となります。

## 第29項 個人情報のお取り扱い

(1) 当社らは、旅行申込みの際に入力された個人情報の利用目的について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各プラン等に記載されています）の提供する旅行サービスの手配およびこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の免税店・土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で利用させていただきます。

\*このほか、当社らは、

- ①当社らと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
- ②旅行参加後のご感想等の提供のお願い。
- ③アンケートのお願い。
- ④特典サービスの提供。
- ⑤統計資料の作成。

に、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス、その他プランにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報といたします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがありますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内といたします。

(3)当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客さまの同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られることにより、お客さまのご希望される手配等が行えない場合があります。

(4)当社および当社の手配代行者は、本項(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客さまの氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報をあらかじめ電子的方法等で送付して提供します。

また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内での情報を書面で送付して提供します。

(5)当社は、旅行先でのお客さまの手荷物運送等及びお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客さまの個人データを旅行事業者等に提供することができます。この場合、お客さまの氏名、搭乗日及び乗車便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付して提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。

(6)当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスといったお客さまへのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社のホームページ(<https://www.wamazing.jp>)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。

<個人情報に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先>

WAmazing株式会社 「個人情報お客様相談室」

電話：050-3645-2453（平日午前9時から午後5時まで）

### 第30項 ご注意

(1)交通渋滞など当社の責に帰すべき事由によらずご予約便にお乗り遅れの場合、あらたに航空券をご購入いただきます。また、ご予約便の航空運賃・料金等の払い戻しもできません。

(2) 悪天候などお客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第16項(2)の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。

(3) 万一、旅行開始後、ご旅行条件（例えば宿泊施設におけるお部屋の種類・条件、食事その他のサービス等）がご参加のコースの旅行条件と異なっていると思われるときは、第25項(3)の規定により、直ちに現地の係員（当社ら又は手配代行者のほか宿泊施設等の旅行サービス提供者の係員等も含みます）にお申し出ください（ご旅行終了後では対応ができない場合や困難な場合があります）。

(4) お客様の便宜をはかるため、お土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。

(5) 本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は、当社ホームページ（<http://www.wamazing.jp>）からもご覧になれます。

改定日 2023年9月11日

旅行企画実施：

東京都知事登録旅行業第2-7274号  
WAmazing株式会社  
〒111-0055  
東京都台東区三筋一丁目17番12号  
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員